

森 整 第 303 号
森 保 第 975 号
令和 3 年 9 月 21 日

建設業労働災害防止協会静岡県支部長 様

静岡県経済産業部森林・林業局森林整備課長
森林保全課長

森林土木工事に係る安全対策について（通知）

森林土木工事の施工にあたっては、官民一体となって労働災害や公衆災害などの事故防止に努めているところですが、令和 3 年 8 月 25 日及び 31 日に治山事業に関連しての人身事故及び物損事故が連続して発生しました。

今回の事故はいずれも作業員の単純なミスに起因して発生したものと考えられます。同様の事故の再発を防止するため、改めて安全対策に万全を期すとともに、労働災害・公衆災害などの事故防止対策を的確に講じるよう、貴協会員へのご指導をお願いします。

担 当：森林整備課 路網整備班
森林保全課 治山班
電話番号：054-221-2728（路網整備班）
054-221-2648（治山班）

(写)

森 整 第 303 号
森 保 第 975 号
令和3年9月21日

各農林事務所長 様

森 林 整 備 課 長
森 林 保 全 課 長

森林土木工事に係る安全対策について（通知）

森林土木工事の施工にあたっては、官民一体となって労働災害や公衆災害などの事故防止に努めているところですが、令和3年8月25日及び31日に治山事業に関連しての人身事故及び物損事故が連続して発生しました。

今回の事故はいずれも作業員の単純なミスに起因して発生したものと考えられます。同様の事故の再発を防止するため、改めて安全対策に万全を期すとともに、労働災害・公衆災害などの事故防止対策を的確に講じるよう、受注者への指導の徹底をお願いします。

また、所内関係課への情報提供をお願いします。

担 当：森林整備課 路網整備班
森林保全課 治山班
電話番号：054-221-2728（路網整備班）
054-221-2648（治山班）

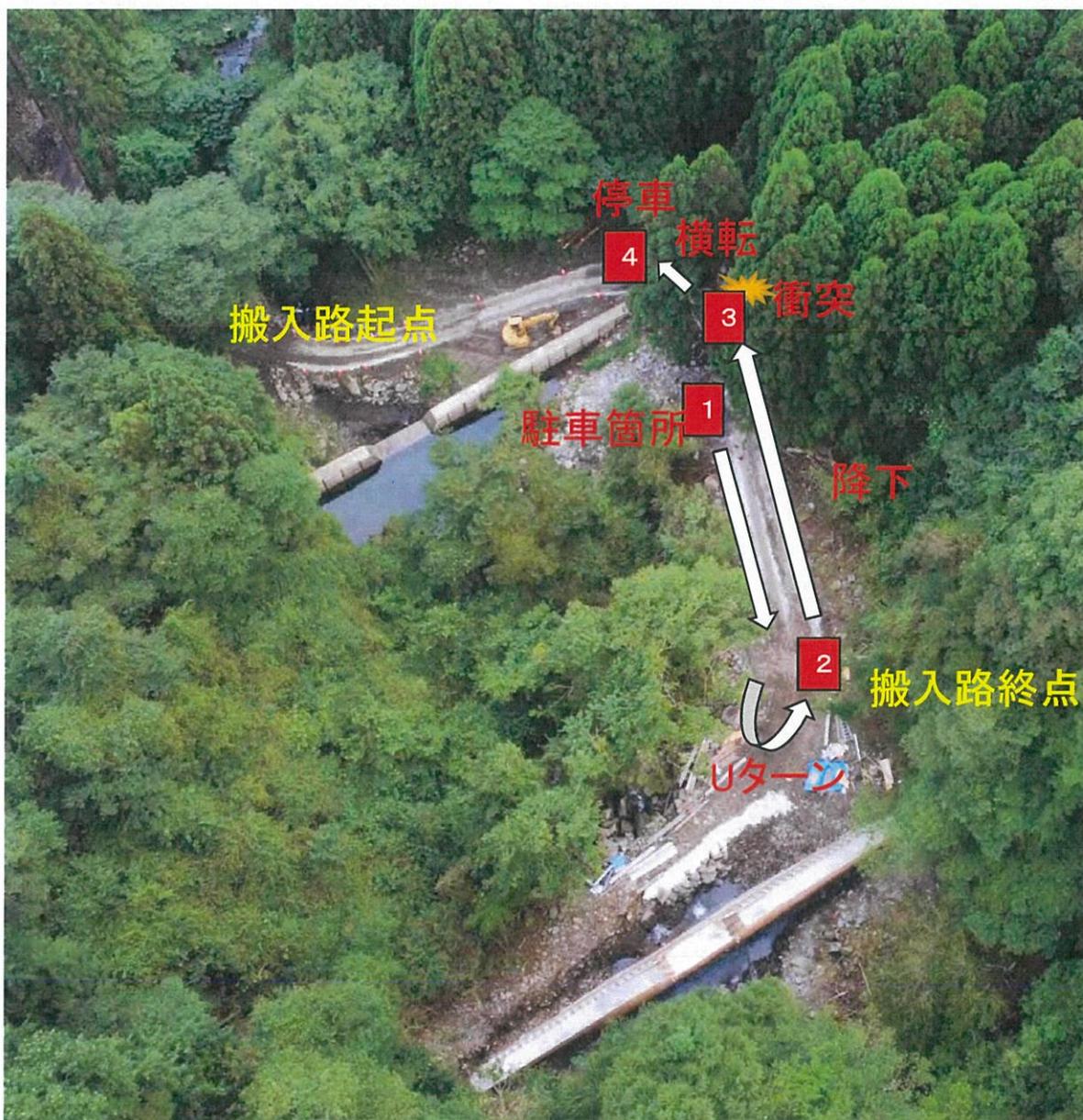
事故周知・再発防止〔令和 3 年度発生事例〕

災害の種類	人身事故	工事区分	治山工事
事故内容	車の横転	被災者	性別・年齢 女性 75歳
被災状況	前頭部挫創、頸髄損傷	職業	普通作業員
<p>〔災害の概要〕</p> <p>□現場の状況： 谷止工本体はコンクリート打設が完了し、脱型途中であった。間詰工は未着工である。 当日は、現場代理人と作業員2人が入場し、型枠に使用したパイプ等の資材の片づけを行っていた。</p> <p>□事故の概要： 令和3年8月25日(水曜日)10:50事故発生 作業員2人は、現場内作業を終了し、退場するため、搬入路の中間地点に駐車してあった軽トラックに乗車した(写真①)。男性(82歳)の運転により、搬入路終点に向かって上り、終点付近でUターンし(写真②)、搬入路起点に向かって下り始めたところ、運転手の操作ミスによって車輛前方が法面に衝突し(写真③)、当たった衝撃で2・3回横転した後、同搬入路上で停止した(写真④)。乗車していた2人のうち、助手席の女性(75歳)が被災した。運転手は被災しなかった。 警察署は現場確認を行い、事故の原因は運転手の操作ミスによるものと判断した。 労基署は、交通事故であり、労働安全衛生法の対象とならないと判断した。 なお、事故が発生した搬入路は、発注者が設計したものではなく、受注者が施工計画書に基づき、任意に施工した道路である。発注者は、施工計画書において、県治山必携で定められた規格・構造を満たすこと、より安全となるようコンクリート路面工を施工することを確認した。さらに、発注者は、事故後に現地確認を行い、施工計画書どおりに施工されていることを確認した。以上のことから、搬入路は安全上の問題はない。</p> <p>□安全対策の有無 ・搬入路は、コンクリート路面工が施工され、沢を越える箇所では視覚誘導表示等が設置されていた。 ・受注者の作業員に対する、走行時の注意事項の確認が不徹底であった。</p>			
<p>〔再発防止策〕</p> <p>□問題点：①道路管理上の問題点 受注者は、一旦停止、徐行等の搬入路利用時の通行ルールを定め、作業員に周知するべきであった。</p> <p>②運転上の問題点 運転する作業員は、操作ミスを防止するよう、注意を払って運転すべきであった。</p> <p>□防止対策：①道路管理対策 ・搬入路における一旦停止、徐行等の通行ルールを定め、書面化する。 ・また、既存のハザードマップの見直しを行い、より危険な個所を洗い出す。 ・これらの書面及びハザードマップは、施工計画書に盛り込み、発注者及び受注者で危険個所の共有・確認を行う。 ・上記の通行ルールを、入場する作業員へ始業時のミーティング等で口頭指導すると共に、現場内に看板・標識等の設置を行う。</p> <p>②運転対策 受注者は現場入場する運転手へ、操作ミス対策の運転指導を以下のとおり行う。 特に退場時には、注意力が低下する可能性があるため、作業終了時に声掛けを行う。 ・搬入路を下る前に、搬入路終点先の平場における一旦停止を徹底する。 ・わき見等で注意散漫とならないよう、注意喚起をする。 ・運転席を整理整頓し、運転に適した靴を着用する。</p> <p>③車両点検 ・運転する作業員は、始業時及び退場時に、車両の点検を行う。</p>			
<p>〔事故の状況が分かる写真または図面〕 次ページ以降参照</p>			

事故周知・再発防止〔令和 3 年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]

事故概要



事故周知・再発防止〔令和 3 年度発生事例〕

[事故の状況が分かる写真または図面]



事故周知・再発防止〔令和 3 年度発生事例〕

〔事故の状況が分かる写真または図面〕



事故周知・再発防止〔令和3年度発生事例〕

災害の種類	第三者物損事故	工事区分	県単治山小規模維持管理業務委託
事故内容	NHKテレビ線切断	被災者	性別年齢
被災状況	近隣5軒のテレビ受信不通(3時間30分程度)	被災者	職業

〔災害の概要〕

現場の状況

流路工の堆積土除去作業を行っていた0.25m³級バックホウ1台が、作業終了したため回送地点まで自走により移動していた。

事故の概要

回送地点までの移動中、バックホウ運転手が緩やかな下り坂にてバックホウアームを一時的に上げて移動していたところ、架空線(NHKテレビ線 高さ約4.3m)と接触、切断した。

安全対策の有無

現場代理人が周囲を監視しながらバックホウを誘導していた。
日々の朝礼において現場状況(架空線の有無・集落給水管の有無等)を確認するよう指示し、当日も口頭にて架空線の存在を説明していた。

〔再発防止対策〕

問題点

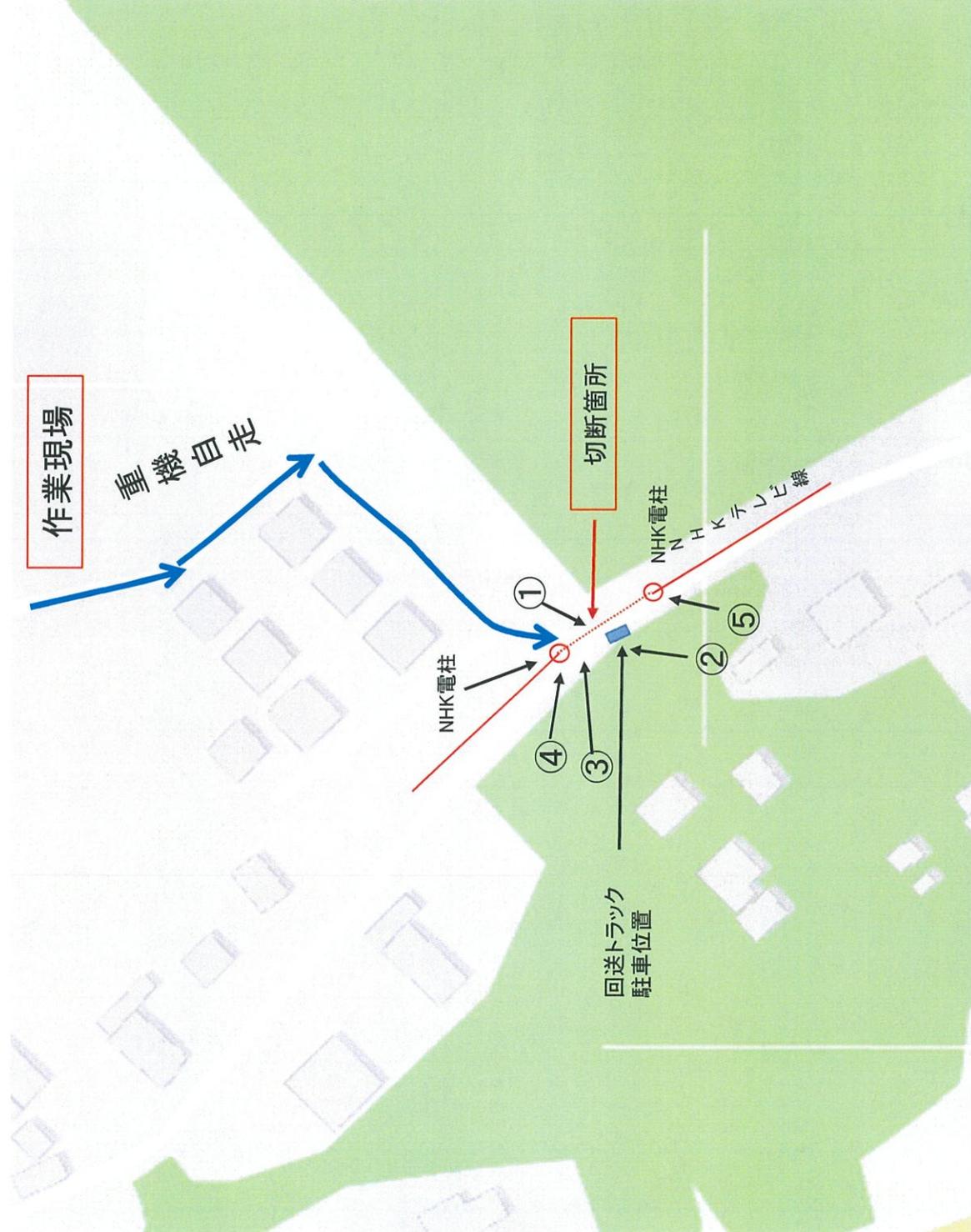
- ①架空線については口頭での説明であり、作業員への周知が不十分であった。
- ②誘導者の注意が前方に向いており、架空線に対する注意が不十分であった。
- ③重機運転者の注意が前方の道路状況(緩い下り坂)に向いており、上方の架空線に対する注意が不十分であった。

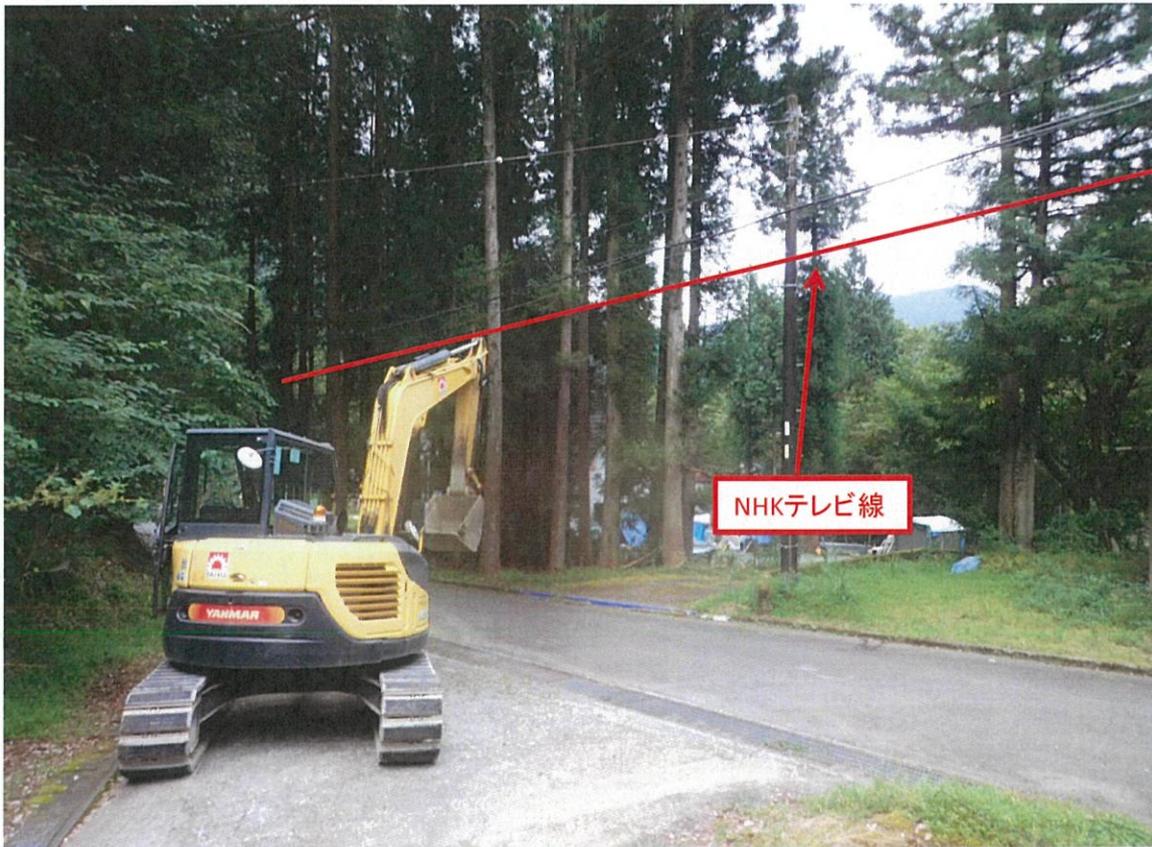
防止対策

※本現場における作業は事故当日に終了していることから、今後の同業務における類似現場における対策について記載。

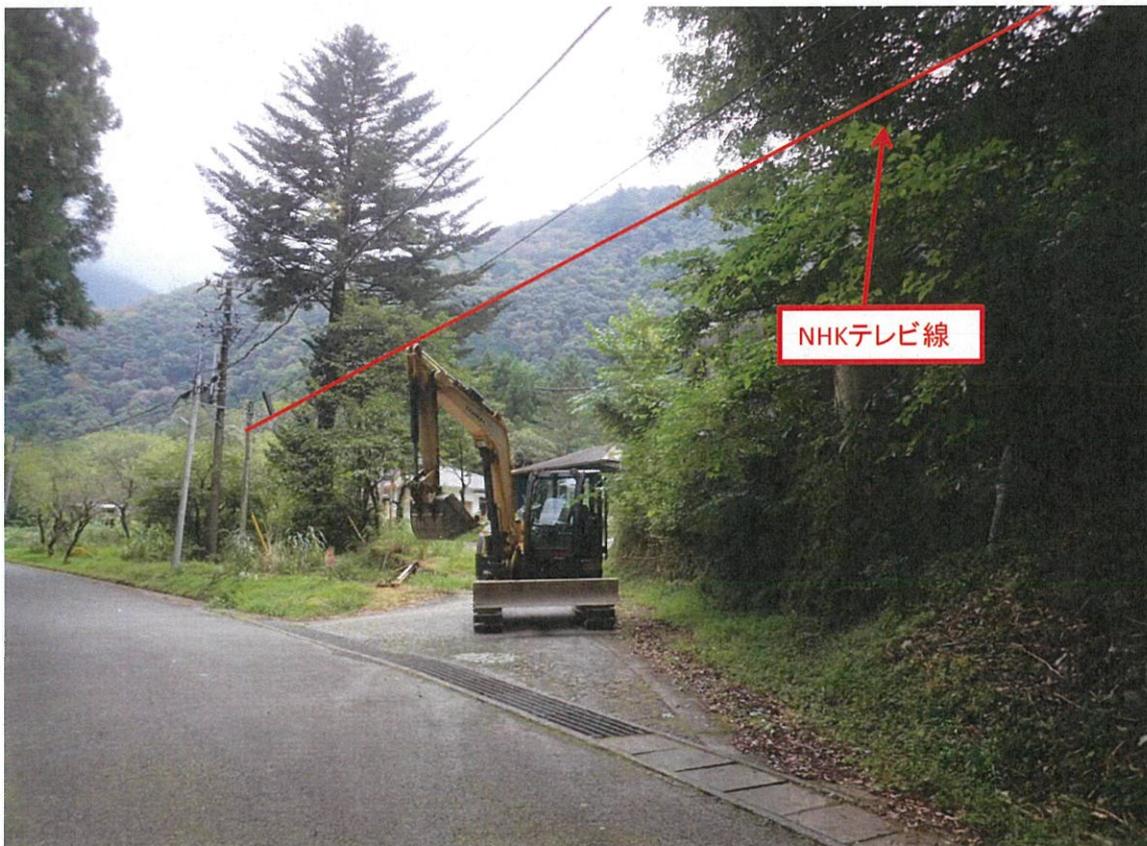
- ①危険箇所の説明は朝礼時ハザードマップにて周知するとともに現場で目視確認する。
- ②バックホウ等重機の移動の際には誘導員を進行方向に配備し、架空線が存在する場合は明確な合図を行うことを徹底する。
- ③架空線が作業箇所付近にある場合は「頭上架空線注意」のSL看板又は幟を架空線下に設置するとともに、架空線に明瞭な目印を付ける。あわせて、作業開始前に高さをスタッフにより検尺し、架空線の存在とその高さを作業員に認識させる。
- ④工事関係者に工事事務再発防止講習会を実施し、事故の要因を特定し不安全行動、横着行動、ヒューマンエラーの撲滅に努める。

写真位置図





①事故発生箇所



②事故発生箇所



③事故発生箇所



④テレビ線切断状況



⑤テレビ線切断状況

再発防止対策

